

# 林眼科病院 院内感染対策指針

作成日：平成 19 年 9 月 20 日

## 1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など当院における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

### (1) 院内感染対策に関する基本的な考え方

個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に対して迅速に対応することを目指す。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価をして、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

更に、院内感染事例の発生頻度を、福岡県庁から公表される各種データ等と比較し、その水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供して、医療の質向上に寄与することを基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

### (2) 院内感染対策委員会

当院感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会を設置する。院内感染対策委員会は、各部署 1 名以上の者で構成する。

委員会は毎月最終週の水曜日に開催する。また、必要な場合委員長は臨時委員会を開催することができる。感染対策委員会の委員長は病院長が指名するが、病院長が兼務することもできる。委員会は感染に関する対策を要する事案解決のための方策を策定する。

また委員会が必要と認めるときは、委員以外の会議への出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

所掌業務は

1. 院内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること
2. 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること
3. 院内感染に関連し、職員の健康管理に関すること

#### 4. 院内感染防止のために必要な職員教育に関すること

#### 5. その他必要と認められる事項

##### (3) 院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会は研修会・講習会を原則年1回以上開催する。

研修会・講習会は院内感染に関する教育・実習を行い、必要に応じて、全職員対象、各部署代表を対象とするもの、特定の部署を対象とするものとする。また、院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

##### (4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療をうけている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

当院は月に1回病棟より対象患者に対して感染情報レポートを作成し、リスク事例の把握、評価、周知、指導を行い、委員会に報告する。

##### (5) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染が発生した場合は、発生部署責任者が院内感染対策委員長に報告し、別紙「感染症手順書」によって連絡をし、内容によって緊急委員会を設置し、二次感染の予防、治療の方針・指示をする。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿い担当医師が行う。

##### (6) 当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、各部署備え付の院内感染マニュアルにて、全職員が閲覧できる。また一般には院内掲示・病院ホームページで閲覧できる。

##### (7) その他

職員は、感染対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。

以上